

令和6年11月21日
都市ブランド創造局スポーツ振興課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：東部地域スポーツ施設

所在地・施設内容：別紙「施設概要」のとおり

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：北九州スポーツネットワーク共同事業体

所在地：東京都品川区東品川四丁目10番1号

代表企業：コナミスポーツ株式会社

構成員：日本管財株式会社、株式会社コアズ、一般社団法人 UBUNTU FS プロモーション

主な業務内容：スポーツクラブの開発、運営、市区町村や民間企業の各種スポーツ施設の運営の受託、オンラインフィットネスの提供、建物管理運営事業、住宅管理運営事業、環境施設管理事業、セキュリティ事業、ビルメンテナンス事業、オートサービス事業、フットサルチーム運営、スポーツ教室開催、地域貢献活動、等

2 指定の経緯

令和6年8月27日 募集要項配布

令和6年9月30日 募集締め切り

令和6年10月7日 指定管理者検討会の開催

令和6年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

ア 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)

- イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ウ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)
 - ※複数の団体により構成するグループによる応募について
グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。
- エ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。
- オ スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関するノウハウや能力を有すること。

(2) 応募状況

説明会参加：3団体

応募件数：1団体（北九州スポーツネットワーク共同事業体）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員 5名（五十音順）

- ・[市民代表] 植田 詩生（株式会社福岡リビング リビング 北九州編集長）
- ・[学識経験者] 内田 満（NPO 法人スポーツウェイヴ九州 理事長）
- ・[経営に知見を有する者] 河邊 政恵（株式会社リバー不動産 代表取締役社長）
- ・[財務に知見を有する者] 則松 佳孝（則松佳孝税理士事務所 代表）
- ・[学識経験者] 南 博（北九州市立大学 地域戦略研究所教授）

5 選定基準

選定基準（=審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。

	<p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。</p> <p>(3) 実績や経験など</p> <p>① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。</p> <p>② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。</p> <p>③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。</p>
2	<p>管理運営計画の適確性</p> <p>【有効性】</p> <p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</p> <p>① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</p> <p>② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。</p> <p>③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。</p> <p>④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。</p> <p>(2) 利用者の満足度</p> <p>① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。</p> <p>② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。</p> <p>③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</p> <p>④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。</p> <p>⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。</p> <p>【効率性】</p> <p>(3) 指定管理料及び収入</p> <p>① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。</p> <p>② 収入が最大限確保される提案であるか。</p> <p>③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。</p> <p>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p> <p>① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。</p> <p>② 経費の配分は適切であるか。</p> <p>③ 積算根拠は明確であるか。</p> <p>④ 再委託が適切な水準で行われているか。</p> <p>【適正性】</p> <p>(5) 管理運営体制など</p> <p>① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。</p> <p>② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。</p> <p>③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。</p> <p>④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。</p> <p>⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。</p> <p>(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</p>

①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
④	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献	
①	高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
②	労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③	SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④	地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤	地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥	市民雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
北九州スポーツネットワーク共同事業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	4	4	4	4	3	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	3	4	4	4	3	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	5	3	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	4	4	4	4	3	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	4	3	4	5	3	4	8
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	3	3	5	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	4	3	4	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	3	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	3	4	4	4	3	4	8
(7) 社会貢献・地域貢献	10	3	3	4	5	4	4	8	
合計	110	78	81	83	96	68	—	83	

(2) 検討会における主な意見

- ・ 財政的にも安定しており、指定管理者として実績を生かした利用者向けの取組み、地域密着型の取組みは評価できる。
- ・ UBUNTU FS プロモーションが構成団体として入ることによる取組みに期待している。
- ・ 施設管理は人材が非常に重要な部分を占めることを理解し、カスタマーハラースメント等の問題を各管理者と共有している点で、働く方々の労働環境の向上のための取組みも評価できる。
- ・ 地域マーケティングや広報には、もう少し力をいれてもらいたい。

(3) 検討会における検討結果

- ・ 全体的に具体的かつ現実性が高いと考えられる提案で、社会貢献の視点も盛り込まれており、実績も踏まえ指定管理者として問題ない。以上のことから、東部地域スポーツ施設の業務を行うのに十分な適格性を有していると考えられる。市は、検討会における議論を参考に、最終決定を行われたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、北九州スポーツネットワーク共同事業体を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 指定管理者として、十分な実績のある企業で構成された共同事業体であり安定した施設運営を期待できる。
- ・ 提案は細部まで行き届いており、SDGs 普及活動、パラスポーツ推進など、市の施策を理解した提案は評価できる。
- ・ 新たな構成団体が入ることによる新たな取組みが期待される。

(3) 付帯意見

特になし

8 提案額

令和7年度	453,942千円
令和8年度	453,942千円
令和9年度	453,942千円
令和10年度	453,942千円
令和11年度	453,942千円

東部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
1	北九州市立門司体育館	北九州市スポーツ施設条例	門司区高田一丁目20番1号	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和55年1月20日	昭和55年1月20日	SRC造 2F建	競技場 1,064㎡ 観客席 160人 事務室・集会室・更衣室 シャワー室・会議室 予定避難所 駐車場台数 31台	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190円、小・中学生120円、年長者110円	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
2	門司球場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区不老町一丁目1番		昭和32年9月15日	昭和32年9月15日	RC造 平屋建	競技場 11,600㎡(夜間照明) 収容人員 5,000人 本部席・更衣室・シャワー室 ベンチ・スタンド 駐車場台数 35台	一般:4,050円 高校生以下:2,020円 (1回1面1時間以内)	(4～10月) 6時00分～21時00分 (11～3月) 6時00分～18時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
3	北九州市立新門司温水プール	北九州市スポーツ施設条例	門司区新門司三丁目5番		昭和54年1月11日	昭和54年1月11日	SRC造 2F建	25m(6コース) 幼児用コーナー(1コース) 駐車場台数 50台(松ヶ江社と共用)	共用1人1回2時間 一般600円 中学生370円 小学生以下180円 共用(7.8月)1人1回2時間 一般390円 中学生300円 小学生以下150円 年長者110円0円 年長者180円	(7.8月) 9時00分～20時00分 (5.6.9.10月) 日祝 9時00分～20時00分 その他 13時00分～20時00分 (その他の月)	7.8月を除く月の月曜日 (その日が休日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
4	和布刈塩水プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区大字門司		昭和39年7月10日	昭和39年7月10日	RC造 2F建 一部S造	50m(9コース) 25m(7コース・遊戯用) 幼児用(1池)	共用 一般:360円、中学生:190円、小学生以下+年長者:100円 専用 50m:平日6,150円、土日休6,750円 25m:平日3,900円、土日休5,100円 (1面1時間以内)	9時30分～17時00分	1～6月まで及び9～12月まで
5	大里プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区不老町一丁目1番		昭和41年8月1日	昭和41年8月1日	RC造	50m(9コース) 25m(7コース) 幼児用(1池)	共用 一般:360円、中学生:190円、小学生以下+年長者:100円 専用 50m:平日6,150円、土日休6,750円 25m:平日3,900円、土日休5,100円 (1面1時間以内)	9時30分～17時00分	1～6月まで及び9～12月まで
6	北九州市立松ヶ江プール	北九州市スポーツ施設条例	門司区大字畑2066		昭和43年7月1日	昭和43年7月1日	S造平屋建	25m(9コース)、幼児用(1池)	共用 一般:360円、中学生:190円、小学生以下+年長者:100円 専用 25m:平日3,900円、土日休5,100円 (1面1時間以内)	9時30分～17時00分	1～6月まで及び9～12月まで
7	北九州市立門司青少年体育館	北九州市スポーツ施設条例	門司区東門司一丁目1番24号		昭和39年11月2日	昭和39年11月2日	S造、RC造 2F建	競技場 225㎡(柔剣道場) 管理室・更衣室 駐車場台数 18台(市民会館と共用)	無料	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
8	北九州市立門司庭球場	北九州市スポーツ施設条例	門司区谷町一丁目2番3号		昭和30年5月1日	昭和30年5月1日	木造、コンクリート ブロック造	競技場 2,898㎡ (クレー4面、壁打ち1面) 夜間照明管理室 更衣室・シャワー室 駐車場台数 13台	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190円、小・中学生120円、年長者110円	(4～11月) 7時00分～21時00分 (12～3月) 7時00分～18時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
9	田野浦庭球場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区新開13番		昭和51年10月19日	昭和51年10月19日	S造	競技場 1,520㎡ (クレー2面、壁打ち1面)	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190円、小・中学生120円、年長者110円	(4～11月) 7時00分～21時00分 (12～3月) 7時00分～18時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)

東部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
10	大里柔剣道場	北九州市都市公園、 霊園、駐車場等の設 置及び管理に関する 条例	門司区不老町一丁目1番4号	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和50年6月22日	昭和50年6月22日	RC造 3F建	柔道場 320.32㎡(168畳) 剣道場 375.29㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 予定避難所	共用1人1回2時間 一般 390円、高校生190円、 小・中学生120円、年長 者110円 専用990円(1時間又は その端数ごとに)	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
11	北九州市立門司 弓道場	北九州市スポーツ施 設条例	門司区大里東一丁目4番8号		昭和42年3月11日	昭和42年3月11日	S造 平屋建	5人立ち 駐車場台数 10台	共用1人1回2時間 一般 250円、高校生以下120 円、年長者70円 専用 1,200円/時間 専用600円(1時間又は その端数ごとに)	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
12	北九州市立新門 司体育館	北九州市スポーツ施 設条例	門司区吉志新町二丁目1番1号		平成19年4月1日	平成19年4月1日	RC造 2F建	競技場 846.18㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 予定避難所 駐車場台数 80台(複合施設内で 共用)	共用 一般:390円、高校生: 190円、小・中学生:120 円、年長者:110円 専用 A区分:平日2,580円、 土日3,110円 B区分:平日3,880円、 土日4,670円	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
13	北九州市立小倉 北体育館	北九州市スポーツ施 設条例	小倉北区三郎丸三丁目4番1号		平成2年2月4日	平成2年2月4日	RC造 2F建	競技場 1,360.8㎡ 観客席 608人 事務室・会議室 更衣室・シャワー室 予定避難所 駐車場台数 70台	共用 一般:390円、高校生: 190円、小・中学生:120 円、年長者:110円 専用 A区分:平日2,580円、 土日3,110円 B区分:平日3,880円、 土日4,670円	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
14	北九州市立小倉 北柔剣道場	北九州市スポーツ施 設条例	小倉北区田町14番19号		昭和52年10月29日	昭和52年10月29日	RC造 2F建	柔道場 372.61㎡(196畳) 剣道場 385.13㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 駐車場台数 15台	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190 円、小・中学生120円、年 長者110円 専用990円(1時間又は その端数ごとに)	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
15	勝山弓道場	北九州市都市公園、 霊園、駐車場等の設 置及び管理に関する 条例	小倉北区城内4番		昭和55年3月1日	昭和55年3月1日	RC造 平屋建	5人立ち 駐車場台数 12台	共用1人1回2時間 一般250円、高校生以下 120円、年長者70円 専 用1,200円/時間 専用600円(1時間又は その端数ごとに)	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
16	三萩野体育館	北九州市都市公園、 霊園、駐車場等の設 置及び管理に関する 条例	小倉北区三萩野三丁目3番1号		昭和52年10月16日	昭和52年10月16日	RC造 平屋建	競技場 720㎡ 管理室・更衣室・シャワー室	共用 一般:390円、高校生: 190円、小・中学生:120 円、年長者:110円 専用 A区分:平日1,260円、 土日1,520円 B区分:平日1,900円、 土日2,300円	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)

東部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
17	三萩野庭球場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉北区三萩野三丁目3番2号	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和52年10月16日	昭和52年10月16日	RC造 2F建	競技場 8,040㎡ (砂入り人工芝12面) 夜間照明 管理棟・スタンド 収容人員 2,250人	共用1人1回2時間 一般490円、高校生 240円、小・中学生150 円、年長者140円 専用1面 1,260円/時間	(4～11月) 7:00～21:00 (12～3月) 7:00～18:00 ※現在21時まで営業	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
18	北九州市立小倉南体育館 (愛称:大庭産業アリーナ小倉南)	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区日の出町二丁目5番1号		昭和53年9月10日	昭和53年9月10日	RC造 一部S造	競技場 1,280㎡ 観客席 300人 事務室・会議室 更衣室・シャワー室 予定避難所 駐車場台数 70台	共用 一般:390円、高校生: 190円、小・中学生:120 円、年長者:110円 専用 A区分:平日2,580円、 土日3,110円 B区分:平日3,880円、 土日4,670円	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
19	北九州市立小倉南庭球場	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区日の出町二丁目5番		昭和53年9月10日	昭和53年9月10日		競技場 1,575㎡(クレー2面) 付属施設は小倉南体育館と兼用	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190 円、小・中学生120円、年 長者110円	(4～11月) 7時00分～21時00分 (12～3月) 7時00分～18時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
20	北九州市立城野体育館	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区八幡町34番1号		昭和57年4月4日	昭和57年4月4日	RC造 平屋 建	競技場 596.07㎡ 事務室・会議室・更衣室・シャワー 室 駐車場台数 15 台	共用 一般:390円、高校生: 190円、小・中学生:120 円、年長者:110円 専用 A区分:平日1,260円、土 日1,520円 B区分:平日1,900円、土 日2,300円	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
21	北九州市立小倉南武道場	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区徳力二丁目10番1号		平成5年4月1日	平成5年4月1日	RC造 2F建	(1F) 柔道場 329.64㎡(195畳) 剣道場 329.64㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 (2F) 弓道場 6人立ち 駐車場台数 14台	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190 円、小・中学生120円、年 長者110円 専用990円(1時間又は その端数ごとに)	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
22	紫川河畔プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉南区徳力新町一丁目1番8号		昭和58年7月3日	昭和58年7月3日	RC造 平屋建	25m(6コース)、幼児用(1池)	共用 一般:360円、中学生: 190円、小学生以下+年 長者:100円 専用 25m:平日3,900円、土 日休5,100円 (1面1時間以内)	9時30分～17時00分	1～6月まで 及び9～12月まで
23	紫川河畔庭球場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉南区徳力新町一丁目1番8号		平成11年11月1日	平成11年11月1日		競技場 2,035㎡(砂入り人工芝 3面) 壁打(1面)675㎡ 付属施設は紫川河畔プールと兼 用	共用1人1回2時間 一般490円、高校生 240円、小・中学生150 円、年長者140円 専用1面 1,260円/時間	(4～11月) 7時00分～21時00分 (12～3月) 7時00分～18時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)

東部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
24	吉田太陽の丘庭球場	北九州市都市公園、露園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉南区中吉田二丁目10番	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	平成18年4月1日	平成18年4月1日	S造 平屋建	競技場 4,500㎡(砂入り人工芝6面) 更衣室・シャワー室 駐車台数 10台	共用1人1回2時間 一般490円、高校生240円、小・中学生150円、年長者140円 専用1面 1,260円/時間	(4~11月) 7時00分~21時00分 (12~3月) 7時00分~18時00分	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
25	北九州市立朽網プール	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区朽網東一丁目2番13号		昭和48年7月14日	昭和48年7月14日	S造 平屋建	25m(5コース)、幼児用(1池)	共用 一般:360円、中学生:190円、小学生以下+年長者:100円 専用 25m:平日3,900円、土日休5,100円 (1面1時間以内)	9時30分~17時00分	1~6月まで 及び9~12月まで
26	北九州市立曽根体育館	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区下曽根四丁目2番2号		平成10年8月2日	平成10年8月2日	RC造 S造	競技場 1,064㎡ ステージ 105㎡ 観客席 276人 事務室・会議室 更衣室・シャワー室 駐車台数 75台(複合施設と共用)	共用 一般:390円、高校生:190円、小・中学生:120円、年長者:110円 専用 A区分:平日2,580円、土日3,110円 B区分:平日3,880円、土日4,670円	9時00分~21時00分	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)